第１号様式（第三条関係）

（表紙）
（略）
（表紙内側）

注　意　事　項

1　運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。

2　氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。

3　次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。

ア　運転免許が取り消されたとき。

イ　運転免許証の再交付を受けたとき。

4　運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

第１号様式（第三条関係）

（表紙）
（略）
（表紙内側）

注　意　事　項

1　運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。

2　氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。

3　次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。

ア　運転免許が取り消されたとき。

イ　運転免許証の再交付を受けたとき。

4　運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。